

○八王子市医療連携推進懇談会設置要綱（平成15年4月1日施行）

平成15年 4月 1日施行

改正 平成20年 4月 1日
平成25年 4月 1日
平成26年 4月 1日
平成28年 4月 1日

（目的及び設置）

第1条 八王子市保健医療計画を踏まえ構築した、八王子市中核病院、一般病院、診療所、歯科診療所間における医療連携システムについて、各医療機関の機能分担と、かかりつけ医体制のさらなる普及定着をすすめ、本市の医療連携体制を整備・推進するため、各医療分野の代表者から意見聴取を行うことを目的とし、八王子市医療連携推進懇談会（以下「推進懇談会」という。）を設置する。

（開催期間及び意見聴取事項）

第2条 推進懇談会は、年度内に1回以上開催し、本市における医療連携体制を推進するため、下記事項について、推進体制のための意見聴取を行う。

- （1）医療連携に関する情報の収集と現状の分析について
- （2）病病連携、病診連携、診診連携に関するシステムづくりについて
- （3）医療機関及び市民に対する趣旨の普及啓発について
- （4）構築された連携システム見直しについて
- （5）その他、推進懇談会が必要と認める事項について

（構成）

第3条 推進懇談会に出席を依頼する者は、次に掲げる者とする。

- （1）八王子市医師会 会長
- （2）東京都八南歯科医師会 会長
- （3）八王子薬剤師会 代表理事
- （4）東京医科大学八王子医療センター 病院長
- （5）東海大学八王子病院 病院長
- （6）南多摩病院 院長
- （7）多摩南部地域病院 院長
- （8）医療保険部長
- （9）健康部長
- （10）その他医療保険部長が必要と認める者

（座長及び副座長）

第4条 推進懇談会の座長は医療保険部長とし、副座長は健康部長とする。

2 座長は推進懇談会の出席依頼を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（事務局及び庶務）

第5条 推進懇談会の事務局は、八王子市医療保険部地域医療政策課（以下 地域医療政策課）

及び関係所管に置き、その庶務は、地域医療政策課において処理する。

(発議)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は医療保険部長が決定する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。